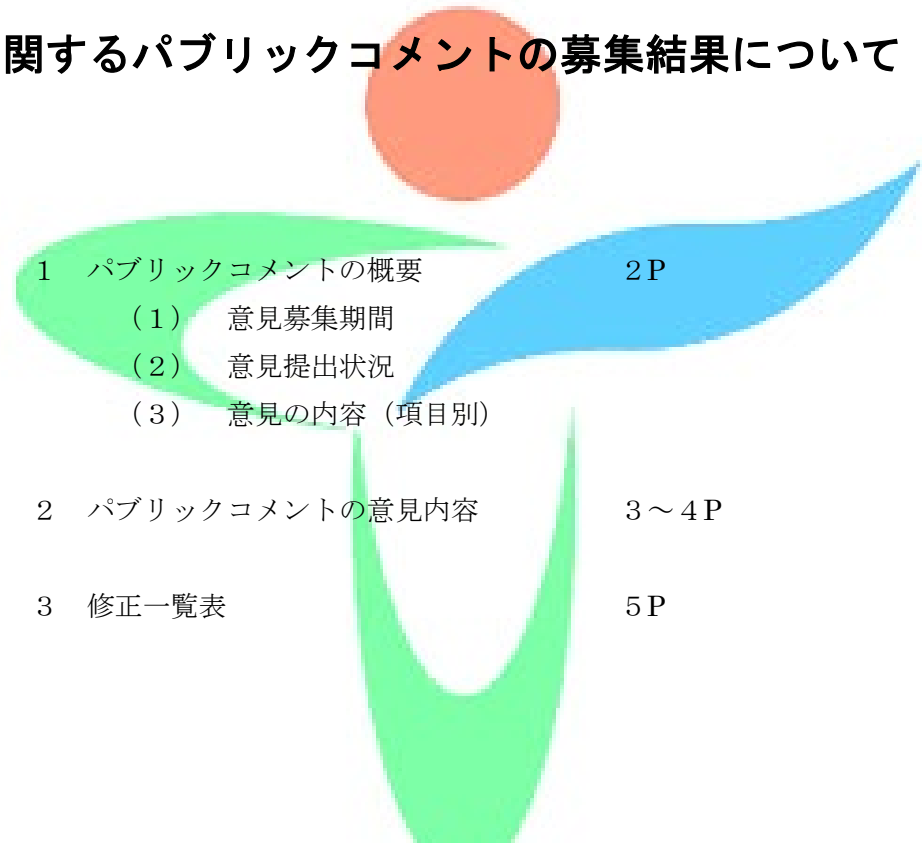


「たつの市第4次障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（素案）」

に関するパブリックコメントの募集結果について

- 
- 1 パブリックコメントの概要 2P
 - (1) 意見募集期間
 - (2) 意見提出状況
 - (3) 意見の内容（項目別）
 - 2 パブリックコメントの意見内容 3～4P
 - 3 修正一覧表 5P

令和6年3月29日 公表

福祉部地域福祉課

「たつの市第4次障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（素案）」 へ提出された意見及びそれに対する考え方

「たつの市市民意見公募手続（パブリックコメント）実施要綱」に基づき、「たつの市第4次障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（素案）」についての意見公募を行ったところ、市民の皆さんから貴重なご意見をお寄せいただきました。

提出いただいたご意見について、内容とそれに対する考え方、意見を参考とした修正内容及び作成した「たつの市第4次障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（案）」を公表します。

1 パブリックコメントの概要

(1) 意見募集期間 令和6年2月1日（木） ～ 令和6年2月26日（月）

(2) 意見提出状況 3件
(郵送 0件 電子メール 0件 ファクシミリ 0件 持参 3件)

(3) 意見の内容（項目別）

障害福祉サービスの提供体制の充実について（1件）	日中一時支援事業所の指定拡大について
相談支援体制の充実・強化等について（1件）	基幹相談支援センターの相談支援専門員の配置及び庁内関係課の連携について
教育・療育の充実について（1件）	放課後等デイサービス事業所の総量規制について

2 パブリックコメントの意見内容

＜障害福祉サービスの提供体制の充実について（1件）＞

項目	提出された市民からの意見	件数	考え方
<p>日中一時支援事業所の指定拡大について （福祉に関するアンケート85頁、素案50、77頁）</p>	<p>アンケートにもあがっていたように、日中一時支援の指定事業所を現在の泊付の事業所だけでなく、通所事業所にも指定拡大をすれば通える人が救われると思います。</p> <p>太子町民は通えるのにたつの市民は通えないというのはどうかと思うし、日中一時支援は市町ごとの事業だからで終わってしまうのはさみしい話だと思う。少しでも通える場所ができる人を救ってあげてほしい。</p> <p>不登校やひきこもり対策にもなると思います。</p>	<p>1件</p>	<p>本市における日中一時支援の指定ができる事業所は、従業員の人員や利用者一人当たりのスペースの確保など、適切な事業運営を確保するため、短期入所及び障害者支援施設の事業指定を受けている事業所としておりますが、利用ニーズの分析と利用見込数の推計を基に必要な人に的確に届く効果的サービスの確保に努めてまいります。</p> <p>このことを踏まえ、素案の見込量確保の方策及び今後の方向性について、下記の下線の内容を追加します。</p> <p>《追加》</p> <p>サービスの提供事業者と連携し、<u>利用ニーズの分析と利用見込数の推計を基に</u>必要な人に的確に届く効果的サービスの確保に努めます。</p>

<相談支援体制の充実・強化等について（1件）>

項目	提出された市民からの意見	件数	考え方
基幹相談支援センターの相談支援専門員の配置及び庁内関係課の連携について (素案62、63、73)	基幹相談支援センターについて、相談支援専門員の配置、児童福祉課、健康課、地域福祉課、教育委員会等、行政内でももっと横断的な動きができる場所にしないといけないと思う。各課の意識の問題なのかもしれません。行政の外から見た時、同じことを何度も伝えなければいけなかったり、連携ができにくいんだなと感じます。縦割りで担当のこと以外は知らない、関わろうともしないといった雰囲気はありませんか？	1件	基幹相談支援センターについて、主任相談支援専門員の確保に努めるとともに庁内関係課との連携強化により情報の共有を図ります。また、多数の分野にわたる相談については重層的支援体制整備事業により取り組んでまいります。

<教育・療育の充実について（1件）>

項目	提出された市民からの意見	件数	考え方
放課後等デイサービス事業所の総量規制について (素案47、82、83)	放課後等デイサービスについて、現在、総量規制がかかっているようですが（これは県の話なのかも）、事業所を開きたい、大きくしたいと考えている事業所には開設してもらったら良いと思います。良くない事業所の利用者が減るのは自然なことです。	1件	放課後等デイサービスを含む障害児通所支援事業所の新規認定は、第2期障害児福祉計画の利用者数の見込みと比較して、サービスの供給過剰になっているため、総量規制を実施しています。 令和6～8年度は第3期障害児福祉計画に基づき、サービスの提供体制と利用状況を検証し、サービスの供給状況を判断してまいります。

3 修正一覧表

※皆さんよりいただいた意見を参考に、下記のとおり修正しました。(下線箇所)

項目	修正前	修正後	修正理由
日中一時支援事業 (77頁)	サービスの提供事業者と連携し、必要な人に的確に届く効果的サービスの確保に努めます。	サービスの提供事業者と連携し、 <u>利用ニーズの分析と利用見込数の推計を基に</u> 必要な人に的確に届く効果的サービスの確保に努めます。	日中一時支援事業について、利用ニーズの分析と利用見込数の推計を基に、指定事業所の確保に努めてまいります。